

生ごみ分別収集

地域説明会

平成26年8月

●生ごみの堆肥化について

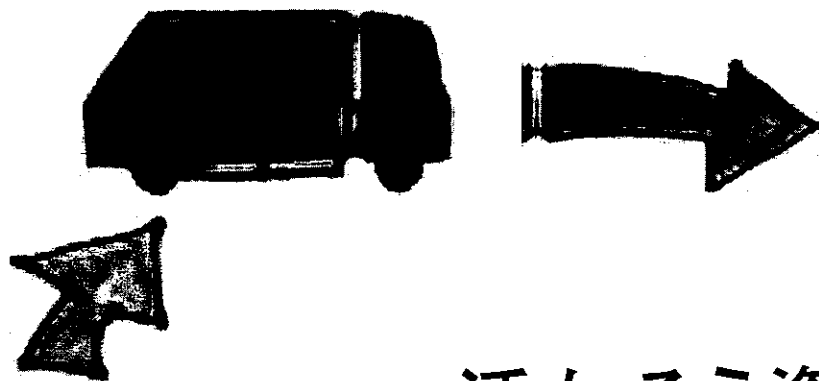
ごみの減量化と循環型社会に向けて

- ・生ごみを堆肥することの目的
 - ①ごみの減量化と再資源化
 - ②資源を循環させる循環型社会の形成
- ・平成27年4月から生ごみを分別収集
- ・堆肥化施設により堆肥化

ご家庭では、分別の手間を、おかけいたしますが、
市民の皆様のご協力をお願いいたします。

生ごみ堆肥化の流れ

回 収

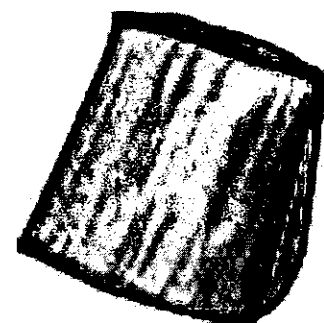


堆肥化施設



活かそう資源
使おう堆肥

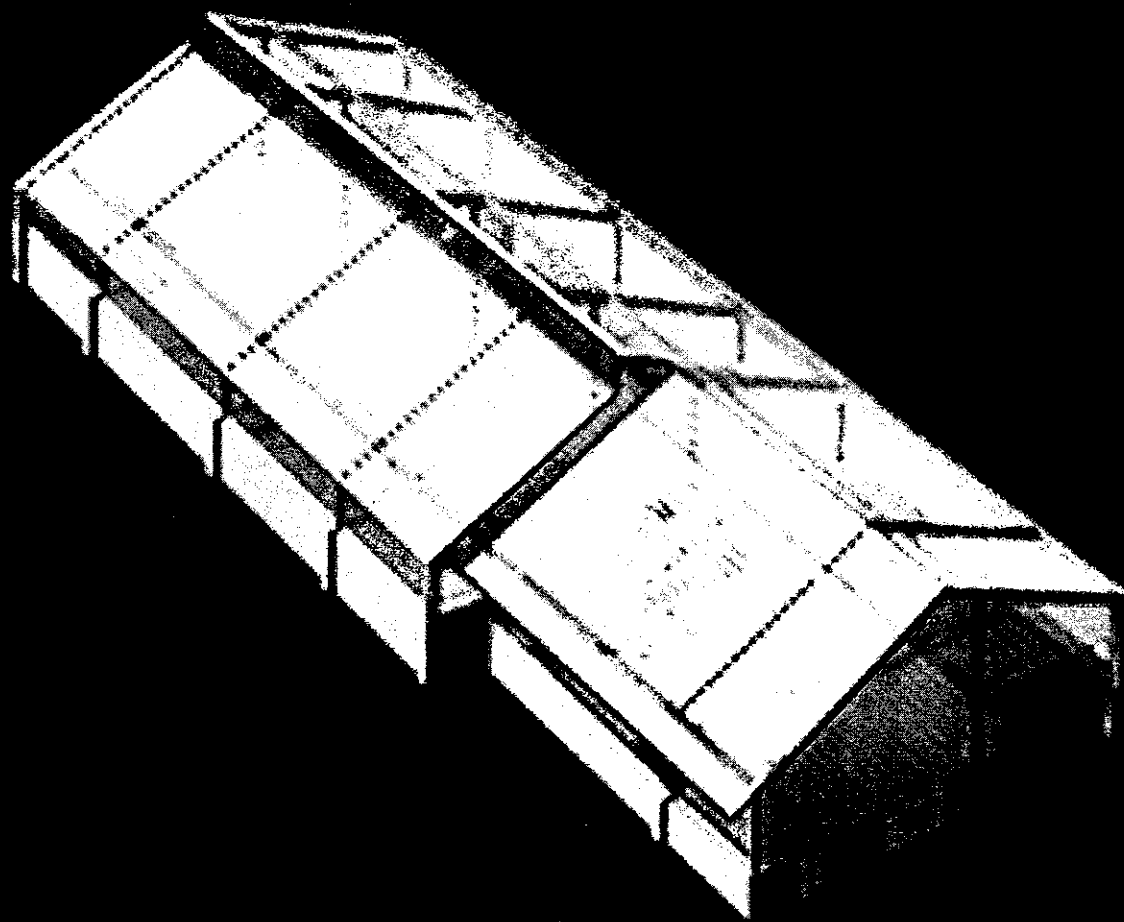
家庭菜園
農 家



堆肥

1 生ごみ堆肥化施設の概要

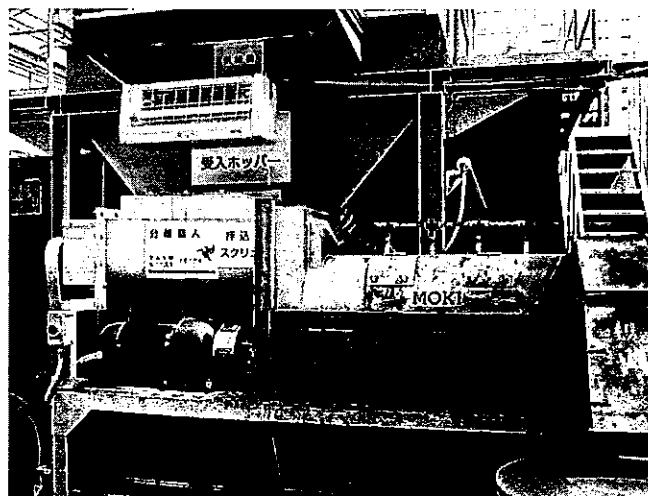
- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設名 | 美唄市生ごみ堆肥化施設 |
| (2) 建設場所 | 美唄市茶志内町1区
(一般廃棄物最終処分場 エコの丘びばい 隣接地) |
| (3) 工事期間 | 平成26年6月から平成27年6月まで |
| (4) 処理規模 | 7トン/日(生ごみ) |
| (5) 建築構造 | 鉄骨造平屋建て 約1,500m ² |
| (6) 建設費 | 4億1,040万円(環境省交付金事業)
財源 国 8割 ≒ 3億2千8百万円
(循環型社会形成推進交付金・過疎債)
市 2割 ≒ 8千2百万円 |
| (7) 維持管理費 | 年間 2,000万円程度
(人件費・光熱水費・保守点検費等) |



処理の流れについて



ホッパーに投入



破袋除袋機にて
ごみ袋を取り除きます

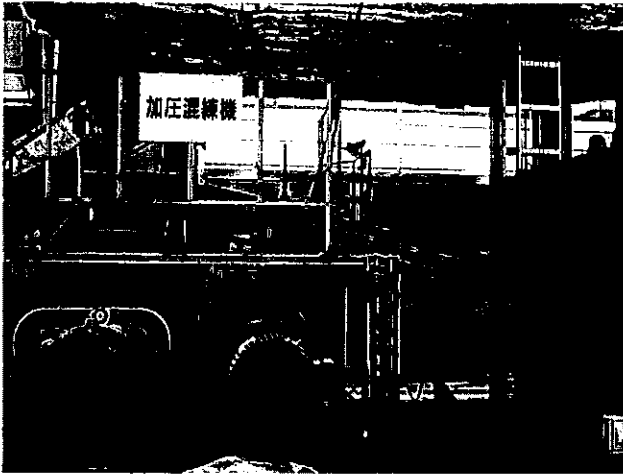


生ごみ

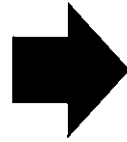


ごみ袋

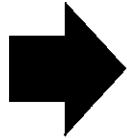




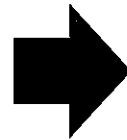
加圧混練機にて
生ごみともみがらを混ぜます



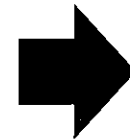
一次発酵槽にて
7日間発酵します



二次発酵槽にて
さらに発酵します



ふるいにかけて
異物を取ります



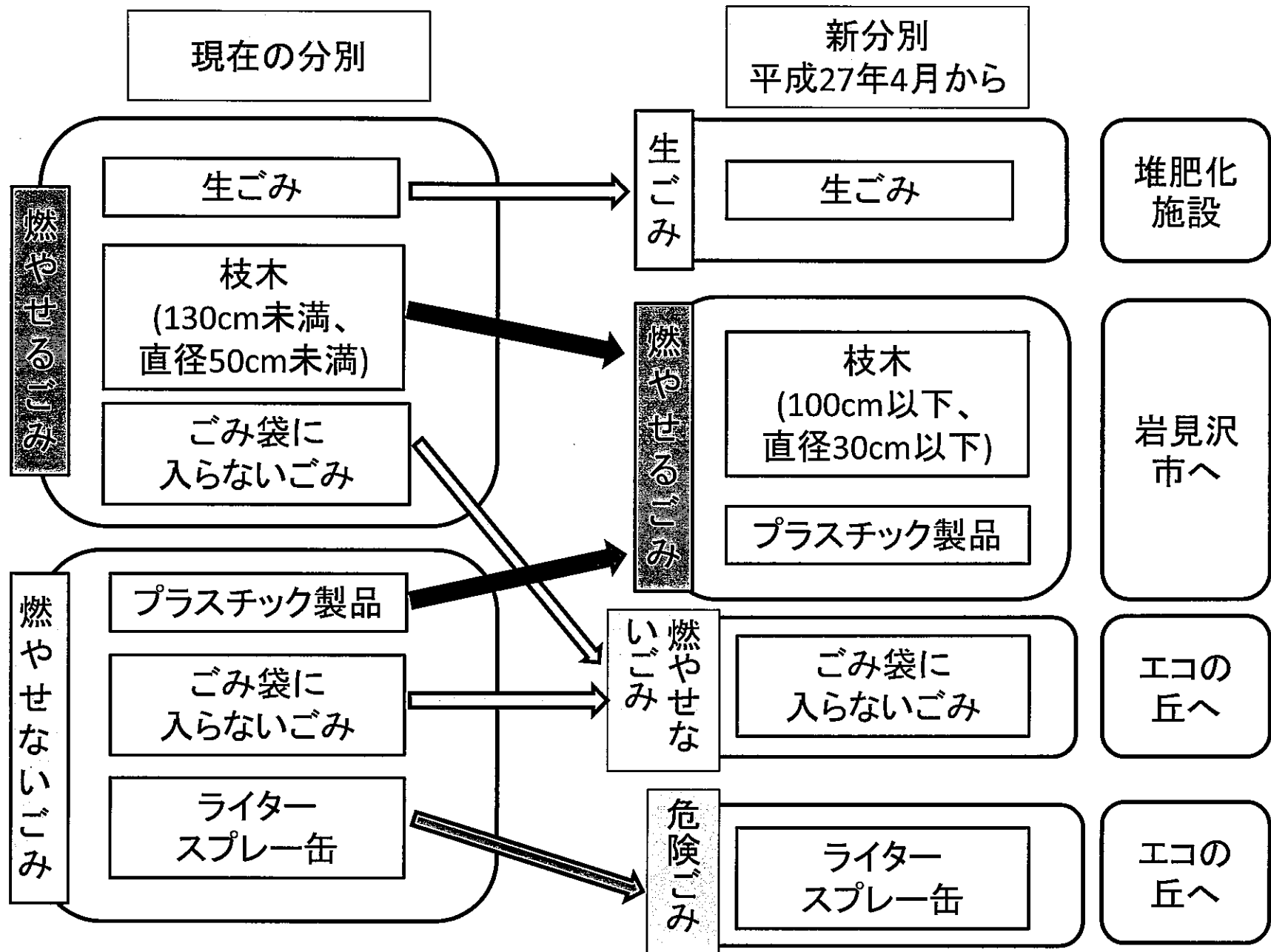


完成した堆肥の保管

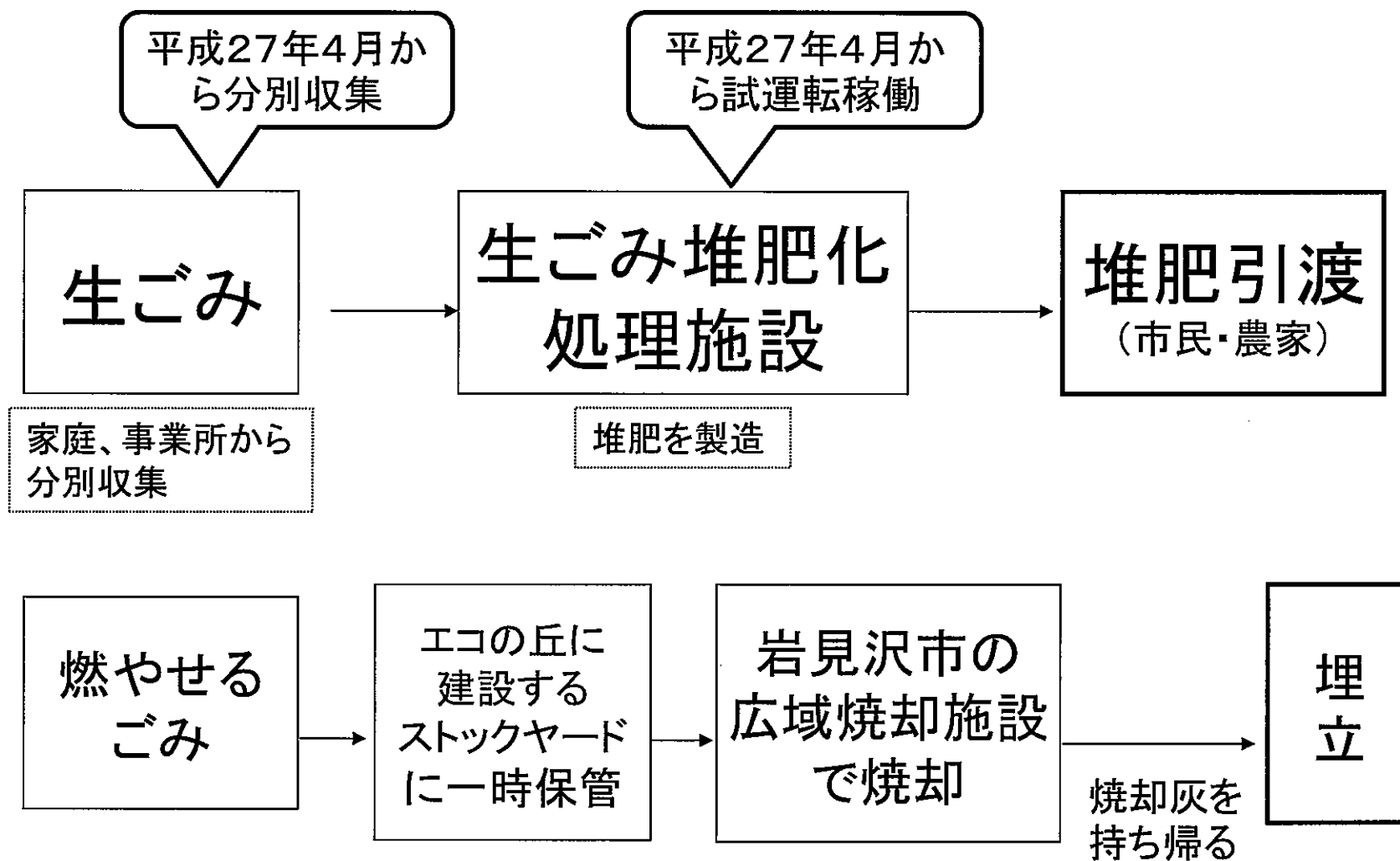


袋詰めした堆肥

分別の変更について



●ごみの処理方法について



分別区分について

- 生ごみ(週2回) ←新しい分別
- 燃やせるごみ(週1回)←週2回から変更
- 燃やせないごみ(月2回)
- 資源ごみ

プラスチック(週1回)

空き缶、ペットボトル、ダンボール、紙パック、
空きびん(月2回)

新しい収集日 市街地区(例)

これまでの収集日

燃やせるごみ	燃やせない ごみ	プラス チック	ペットボトル 空き缶等	空きびん
毎 週	第 1 ・ 第 4	毎週	第 1 ・ 第 3	第 2 ・ 第 4
月 ・ 木	水	金	金	金



新しい収集日

生ごみ	燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	プラス チック	ペットボトル 空き缶等	空きびん
毎 週	毎 週	第 1 ・ 第 4	毎週	第 1 ・ 第 3	第 2 ・ 第 4
月 ・ 木	月	水	金	金	金
これまでの 燃やせるごみ の曜日の2日 (週2回)	これまでの燃 やせるごみの 曜日どちらか 1日 (週1回)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

新しい収集日 農村地区(例)

これまでの収集日

燃やせるごみ	燃やせない ごみ	プラス チック	ペットボトル 空き缶等	空きびん
毎 週	第 2	毎週	第 1 ・ 第 3	第 2 ・ 第 4
水	土	月	月	月



新しい収集日

生ごみ	燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	プラス チック	ペットボトル 空き缶等	空きびん
毎 週	毎 週	第 2	毎週	第 1 ・ 第 3	第 2 ・ 第 4
水	木	土	月	月	月
これまでの 燃やせるごみ の曜日 (週 1 回)	毎週木曜日に 変更 (週 1 回)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

生ごみ用ごみ袋について

(来年3月上旬から販売、4月1日から使用開始予定)

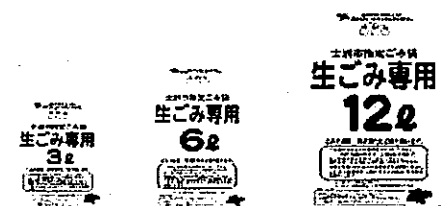
- 家庭用生ごみ袋は、3、6、12^{リットル}の3種類
(黄色)

3^{リットル} 60円 (10枚入り)

6^{リットル} 120円 (//)

12^{リットル} 240円 (//)

【1^{リットル} 当たり2円】



生ごみの出し方



○水切りについて

生ごみの堆肥化には、水切りが重要なポイントです。

- ・悪臭を防止するため、指定生ごみ袋に入れる前にしっかり水切りしてください。
- ・ごみの8割程度は水分ですので、ごみが軽くなります。
- ・水分が多いと発酵が遅くなり、堆肥の製造が困難になります。

○小袋について（ポリ袋や新聞紙に包んで入れないで下さい）

- ・生ごみは、二重袋にしないで、指定ごみ袋に直接入れてください。
- ・特に、網目のある水切りネットは機械にからまって、故障の原因となります。

生ごみの分別区分

○生ごみとして出せるもの

台所から出る「残飯」、「野菜の調理くず」、「お茶殻」、「魚の骨」などが生ごみとなります。

例えば・・・

- 野菜や果物の皮・芯・種
- 菓子
- 肉
- 鳥の骨
- 卵の殻
- 梅干しの種
- 魚（骨も生ごみ）
- 梅干しの種
- 貝殻（アサリやしじみなどの5センチ未満の貝殻）
- カニ・エビの殻
- トウモロコシの芯・皮
- ペットフード



生ごみの分別区分

○生ごみとして出せないもの

生ごみ施設で分解できないごみは、生ごみではありません。

例えば・・・

●大きく硬い骨(牛・豚・羊の骨)

●貝殻

(ホタテ・カキ・ツブ・ホッキなどの5センチ以上の貝殻)

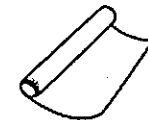
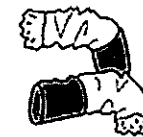
●割りばし、つまようじ

●紙、ビニール ●タバコ ●ラップ

●コーヒーフィルター ●アルミホイル

●草、葉、枝木 ●医薬品

●三角コーナー ●ポリ袋



新しいごみ袋の色について

(来年3月上旬から販売、4月1日から使用開始予定)

- 家庭用ごみ袋

生ごみ
黄色

燃やせる
ごみ
青色

燃やせ
ないごみ
緑色

市民周知について

- 出前講座の開催（町内会、団体等）
随時申し受けします（生活環境課環境グループ 62-3145）
- 事業所説明会の開催
10月～
- ゴミ分別辞典、パンフレットの作成（全戸配布）
H27年2月頃 配布予定
- 市ホームページ、メロディの活用（随時掲載）